

## 奥州市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月15日

奥州市監査委員 千葉 永  
奥州市監査委員 千葉 洋一  
奥州市監査委員 加藤 清

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 平成30年10月2日及び3日

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
黒石小学校	平成30年10月4日
姉体小学校	
胆沢中学校	
水沢南小学校	
常盤小学校	平成30年10月5日
佐倉河小学校	
水沢中学校	
水沢小学校	
水沢南中学校	平成30年10月9日
真城小学校	
東水沢中学校	
羽田小学校	

#### (2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成30年度（平成30年4月1日から平成30年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成29年度分についても対象とした。

#### (3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
水沢小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

水沢南小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
常盤小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
佐倉河小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
真城小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
姉体小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
羽田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
黒石小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢南中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
東水沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。